

同一期間に重複勤務があった場合の、実務経験期間・従事日数の考え方

例)

A有料老人ホーム 令和2年4月1日～令和4年6月30日

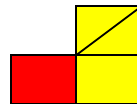
Bデイサービス 令和4年3月1日～令和7年5月31日

重複期間 令和4年3月1日～令和4年6月30日

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	日数合計	月数
2025	令和7	20	20	20	20	20								100	5
2024	令和6	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240	12
2023	令和5	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240	12
2022	令和4	20	20	10	10	10	10							80	6
				10	10	10	10	20	20	20	20	20	20	120	6
2021	令和3	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240	12
2020	令和2				20	20	20	20	20	20	20	20	20	180	9
2019	令和1														
合計														1200	62

直接対人援助業務 実務経験期間	(開始日) ※ア・イ・ウ・他 最も新しい日付	(終了日) ※5/23以降の場合 在職証明書省略。	実務経験期間 ※1ヶ月未満切り捨て	従事日数
	令和2年 4月 1日 ~	令和4年 6月 30日	2年 3ヶ月間	500
直接対人援助業務 実務経験期間	(開始日) ※ア・イ・ウ・他 最も新しい日付	(終了日) ※5/23以降の場合 在職証明書省略。	実務経験期間 ※1ヶ月未満切り捨て	従事日数
	令和4年 7月 1日 ~	令和7年 5月 31日	2年 11ヶ月間	700

合計 5年2カ月



の部分の日数を入れなくても900日以上あれば、重複していない期間を開始日とし、従事日数内訳書も不要です。

両方入れないと、900日ない場合は、2ヶ所で勤務した日も1日と数えるので、従事日数内訳書が必要になります。